

無料検査事業における定着促進事業の延長・変更

(1) 経済社会活動目的の検査を無料化する期限を6月末まで延長

- 今般、基本的対処方針等において、経済再開に向けて、飲食、イベント、旅行等の場面において、ワクチン接種歴や抗原定性検査キットを活用した検査結果の確認を推奨する方針が示された。
- このため、定着促進事業について3月末までの期限を6月末まで延長する。

(2) 対象者は3回目接種未了者・対象者全員検査対象者等（無症状者）

- 対象者については、健康理由等の制限は設けず、無症状の3回目接種未了者・対象者全員検査対象者等を対象とする。
(参考) 定着促進事業は、制度創設当初は対象を健康理由等による未接種者に限定していたものの、対象者全員検査の推奨方針を踏まえ、本年1月以降は、既接種者にも拡大したところ。

(3) 対象となる検査を原則として抗原定性検査で実施

- 定着促進事業の検査については原則として抗原定性検査で実施。PCR検査等を利用する場合を、
 - ✓ 10歳未満の受検
 - ✓ 高齢者・基礎疾患者との接触を予定している場合（高齢者施設入所者や入院者への面会等）に限定し、利用時に書類提示等を要求。

(4) 抗原定性検査のキット価格の変更

- 抗原定性検査のキット原価について、無料検査事業開始後の都道府県での契約単価を踏まえ、また、供給量の大幅な増加により単価引き下げが見込めることから、支援上限を引き下げ。
(3,000円⇒1,500円)